

平成 2 6 年第 5 回臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 7 月 1 8 日開会
平成 2 6 年 7 月 1 8 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 6 年第 5 回上里町議会臨時会会議録第 1 号

平成 2 6 年 7 月 1 8 日（金曜日）

議事日程 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提出議案の報告について

日程第 4 町長提出議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 農業委員会委員の推薦について

出席議員（ 1 3 人）

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	1 0 番 新 井 實 君
1 1 番 沓 澤 幸 子 君	1 3 番 伊 藤 裕 君
1 4 番 植 原 育 雄 君	

欠席議員（ 1 人）

1 2 番 高 橋 仁 君

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 飯 島 雅 利 君
総合政策課長 片 岡 浩 一 君	税 務 課 長 中 島 勇 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 戸 矢 信 男

開会・開議

午前 9 時 15 分 開会・開議

-
- 議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成 26 年第 5 回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（植原育雄君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、10 番新井 實議員、11 番沓澤幸子議員、13 番伊藤 裕議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

- 議長（植原育雄君） 日程第 2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提出議案の報告について

- 議長（植原育雄君） 日程第 3 提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局長報告〕

日程第 4 町長提出議案第号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（植原育雄君） 日程第 4 町長提出議案第 34 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

ご提案を申しあげました議案第34号、固定資産評価審査委員会委員選任についての提案説明を申し上げます。

委員の岩堀貫一氏が、7月21日をもちまして任期満了となりますことから、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するため、ご提案を申しあげるものでございます。

選任にあたりましては、今回は長幡地区ということで、順番でやらせていただいておりますわけでありまして、長幡地区の大字藤木戸555番地、松本勝房氏。昭和17年1月8日生まれ、現在72歳を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に従いまして、議会の同意をいただきたく、ここに、ご提案申し上げる次第でございます。

松本氏の経歴につきましては、昭和34年に埼玉県立児玉農業高校を卒業後、家業の農業に従事しておるところでございます。町の役職につきましては、平成15年4月から平成19年3月までの4年間、上里町国民健康保険運営協議会において、副会長職と会長職を務めておるわけでございます。平成18年4月から平成20年3月までの1期2年間、地元の並木・沖の行政区長を、また平成20年7月には、上里町農業委員会委員に選任され、平成23年7月までの3年間の任期を務めており、町の様々な行政分野でご活躍されておる方でございます。町の役職以外におきましても、平成22年10月から現在まで上里幹線土地改良区理事を務めております。

つきましては、人格・識見とも固定資産評価審査委員会委員としてふさわしく、松本氏が適任者であると考えておりますので、慎重ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

○議長（植原育雄君） 5番 齊藤 崇 議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 5番、齊藤です。

まず、この提案につきまして、その前に上里町固定資産評価審査委員会条例ということが例規集に載っております。第1条に条例の目的ということがありまして、この目的というところを朗読させていただきます。

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その

他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。とうたっております。この目的という
か条例の目的についてですね、何点か確認の意味で質問させていただきます。

第1条の表現ですが、あたかもやはり法律と同等の表現方法で私どもには理解しがたい。
これを、わかりやすく具体的に説明してほしいというのが1点。次に第2条に委員会には、
委員長を置くとありますが、委員は全員で何名なのか明記されておられません。また、任期は
何年なのか。これは、例というか参考ですが、教育委員会には委員の身分ということが明記
されております。教育委員の場合は特別職の公務員とあります。この場合、固定資産評価審
査委員会の委員については、どういう身分なのか。この3点をお願いしたいと思います。

○議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

○総務課長（飯島雅利君） それでは、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員ですけれども、固定資産税は価格、適正な時価でございます
が、課税標準とすることによって個別の資産間（資産）ですが土地・家屋・償却資産、また
各地域間の均衡を確保できることになっております。適正な価格によって、均衡を保つこと
ができるようになっております。固定資産の価格は、納税者の税負担に重大な影響を及ぼす
ことから、固定資産の価格に対する不服について、市町村から独立した合議制の審査委員会
（固定資産評価審査委員会）を設置して、中立的専門的な立場から不服の内容について審査・
決定することによって、適正かつ公正な価格の決定を補償し固定資産税における課税の公平
さを期することができることが意義となっております。それから、委員の人数ですが3名で
あります。任期については3年間でございます。身分については、非常勤特別職ということ
になります。

以上となります。

○議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により
採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

- 議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 5 分 休憩

午前 9 時 2 6 分 再開

- 議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

日程第 5 農業委員会委員の推薦について

- 議長（植原育雄君） 日程第 5 農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号の規定により、議会が推薦する農業委員は、4 人とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する農業委員は、4 人とすることに決定しました。

お諮りいたします。

議会が推薦する農業委員に金井 明氏、根岸 剛氏、金井千代子氏、笠原洋子氏を推薦したいと思います。この 4 名の方を議会が推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、議会が推薦する農業委員に金井 明氏、根岸 剛氏、金井千代子氏、笠原洋子氏以上の 4 名の方を推薦することに決定しました。

閉 会

- 議長（植原育雄君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもって、平成 26 年第 5 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 9 時 2 8 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 植 原 育 雄

議 会 議 員 新 井 實

議 会 議 員 沓 澤 幸 子

議 会 議 員 伊 藤 裕